

記載例3

転勤・転職の場合

※「特別徴収継続」とは、転勤等により勤務先が変わった場合、旧事業所で徴収されなかった税額を新事業所で引き継ぎ徴収して納入する方法です。

受付印

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

熊本市長宛 令和8年9月8日提出		所在地 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1-1	特別徴収義務者 指定番号 900-123-45	年度 ① 現年度 2. 新年度 3. 両年度
フリガナ クマモト タロウ		フリガナ 〇〇株式会社	宛名番号 17	所属 総務課
氏名 熊本 太郎		氏名又は名称 〇〇株式会社	担連当絡者先 氏名 肥後 椿	電話 096-328-1111 内線(2183)
個人番号 123456789123		個人番号又は法人番号 9876543219876	職 勤 欠 亡 期 散 他	
給与所得者	フリガナ クマモト タロウ	(ア) 特別徴収税額(年税額) 156,000 円	(イ) 徴収済額 39,000 円	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ) 117,000 円
1月1日現在の住所	熊本市中央区本丸1-1	異動年月日 R8年8月30日	異動の事由 2. 退職 3. 転勤 4. 死 5. 支払少額 6. 合併 7. その他 理由	異動後の未徴収税額の徴収方法 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収(本人納付)

第十八号様式(用紙日本産業規格A4)(第十条関係)

税額通知書でお知らせしました指定番号、宛名番号を記入してください。

特別徴収を継続する新事業所で、すでに熊本市の特別徴収の指定番号があれば記入してください。

1. 特別徴収継続を選択された場合は、1. 特別徴収継続の場合欄に新しい特別徴収先を記入してください。

特別徴収を継続する事業所に開始月、毎月の税額を連絡してください。

1. 特別徴収継続の場合

新しい勤務先(特別徴収義務者)	特別徴収義務者指定番号 900-543-21 (新規)	法人番号 1234567891234	新しい勤務先へは、月割額 13,000 円を 9 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。
所在地 〒123-4567 東京都新宿区花畑1丁目1-1	担当 所属 人事課	氏名 佐藤 一郎	受給者番号 98765
フリガナ △△株式会社	電話 0426-26-3111 内線()	納入書の要否(新規の場合のみ記載) <input type="checkbox"/> 1. 必要 <input type="checkbox"/> 2. 不要	

2. 一括徴収の場合

理由 <input type="checkbox"/> 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため <input type="checkbox"/> 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日 月 日	徴収予定額(上記(ウ)と同額) 円	左記の一括徴収した税額は、 <input type="checkbox"/> 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
--	---------------	----------------------	---

3. 普通徴収の場合

理由 <input type="checkbox"/> 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため <input type="checkbox"/> 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため <input type="checkbox"/> 3. 死亡による退職であるため	※市町村記入欄
---	---------